

湯具

〔紫式部日記〕御ゆどのはとりの時とか略御ゆどのは宰相の君、御むかへゆ大納言君源遍ゆま
きすがたどものれいならず、さまことにおかしげなり、

〔吾妻鏡 四十二〕建長四年四月一日甲寅、寅一點、親王宗自關本御出、未一剋出、御固瀬宿、御迎人々
參會此所、小時立略中其後有、院飯之儀、奥州重沙汰給略中次被納、御厨子中物略中御明衣一、

今木一略中、等也、各被置、休所、云云、

〔嬉遊笑覽 二上〕東鑑建長四年壬子四月一日の條に、御明衣一、今木一とみえたり、今木は詞に付
て訓を借たるなり、婦人湯あふる時は、この服を著けるなるべし、

〔吾妻鏡 四十六〕建長八年八月廿三日辛巳、將軍家宗親王入御于新奥州北常葉策略中女房贈
物衣、今木、小袖帷等也、

〔女重寶記 一〕大和詞

一ゆぐはゆもじ

〔嬉遊笑覽 二上〕ゆぐといふは、男女ともに前陰を顯はして湯に入ることとはもとなき事にて、必
下帶をかきかへて湯に入るゆゑ湯具といふ、女詞にはゆもじとも云べし、或はいまきなどい
ふは非がことなり、いまきは湯卷にて、湯殿に用る具にはあれど異もの也、

〔尺素往來〕及晚可有例式之小風爐候、御浴具各可令隨身給也、

〔南海寄歸内法傳 三〕二十洗浴隨時

那爛陀寺有十餘所大池、每至晨時、寺鳴鍵椎、令僧徒洗浴、人皆自持浴裙、或千或百俱出、寺外散向
諸池、各爲澡浴、其浴裙法、以氈布長五肘闊、肘半繞身、使匣抽出舊裙、廻兩頭、令向前、取左邊上角、以
右手牽向腰下、令使近身、併蹙右邊、壓入腰内、此謂著浴裙法、略中若不向池、寺中洗者、著裙同此、

〔百丈清規 下〕日用軌範